



■ はじめに

■ 八王子自治研市民セミナー
「事例から考える子ども・
若者の貧困と支援」報告

■ 八王子自治研究センター研究活動紹介
☆ 生活困窮者支援政策研究会

「かわら版」

特集号「子ども・若者の貧困と支援を考える」

一般社団法人

八王子自治研究センター

はじめに

2015年4月より、生活困窮者の自立支援事業(生活困窮者自立支援法)が、全国の約900の社会福祉事務所がある自治体で始まりました。

この制度は、生活困窮者への自立相談支援、住宅確保給付金などを必須事業とし、その他、

就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、生活困窮者の子どもへの学習支援などを任意事業として、各自治体の裁量に合わせて展開をしていくとなっております。また、この制度は、子ども・若者も対象に含まれるところが、これまでの制度とは異なるところです。

八王子自治研究センター(以

下は、「当センター」という)

では、2014年4月から、高校生年齢の子どもたちや貧困の中で自立を模索している若者たちと一緒に、意見交換会や交流イベントなどを行いながら、困難に陥った子どもや若者に、どのような支援が求められているのか検証を行ってきました。

また、それらの情報や課題を研究者・行政・関係機関で働く方たちと共有しながら、事例の検証、他の自治体への視察調査などを行い、子ども・若者が八王子で暮らし続けるための仕組みづくりについて政策研究を積み重ねています。

特に、思春期から青年期の自立に「つなぐ」支援施策が、日

本ではまだまだ不足している

中で、貧困や虐待、ニート、引きこもり、不登校など、困難を抱える子どもや若者は、国の調査などでも増加の一途を辿り、喫緊の課題となっています。

自尊心を失っている子どもや若者を支援するためには、安心出来る居場所や相談出来る人の確保が必要です。自尊心を回復させる環境を整えながら、次に「つなぐ」ための学習支援、就労支援などへつなげていくなど、丁寧な「つなぐ」支援が必要となります。

そういう意味でも、この法律が対象枠を拡大したことで、若者支援が大きく前進することを願っています。何故かという

でも、数年後には確実に青年期に入り、自立が求められるからです。

子ども・若者は、「社会で育つ」「社会で育てる」という認識が持てる八王子のまちを、皆さんと一緒に考えていければと思います。

今回は、当センターでの取り組みを、「かわら版特集号」としてまとめました。

ぜひ、多くの皆様に目を通していただき、ご支援、ご協力をお願いできれば幸いです。

事務局長 佐藤 千恵子

